

## 令和3年度生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統関係）の 変更申請について

令和2年6月26日に承認、令和2年12月28日にダイヤ改正に伴う計画変更を承認していただいた「諏訪市地域内フィーダー系統確保維持計画」について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため「諏訪湖上花火大会」及び「新作花火大会」の中止に伴い、運行計画の変更が生じました。市民生活の移動手段を確保・維持していくために、次のとおり計画を変更し地域内フィーダー系統確保維持改善事業補助金を申請します。  
以下、変更申請内容のポイントをまとめましたので、ご確認下さい。  
※計画書は抜粋して掲載しています。

### 【諏訪市地域内フィーダー系統確保維持計画の概要】

- 補助金名称 地域内フィーダー系統確保維持改善事業国庫補助金
- 申請者 諏訪市地域公共交通協議会
- 対象路線
  - ④すわライナー時計回り線
  - ⑤かりんちゃん子バス東山線（反時計回り・時計回り）
  - ⑥かりんちゃん子バス大和四賀線
  - ⑦かりんちゃん子バス東西線（反時計回り・時計回り）

※令和3年8月15日（日）諏訪湖上花火大会中止のため、  
全便運休から全便運行へ変更します。

※令和3年9月4日（土）新作花火大会中止のため、  
全便運休から全便運行へ変更します。

- 運行事業者
  - ④ アルピコ交通株式会社
  - ⑤⑦ 諏訪交通株式会社
  - ⑥ 諏訪交通株式会社、アルピコタクシー株式会社、  
第一交通株式会社

諏訪市地域内フィーダー系統確保維持計画

令和2年6月26日

一部変更 令和2年12月28日

(名称) 諏訪市地域公共交通協議会

(代表者名) 会長 前田 孝之

生活交通確保維持改善計画の名称

諏訪市地域内フィーダー系統確保維持計画

(計画期間：令和2年10月1日から令和5年9月30日)

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

諏訪市では、地域住民や来訪者等の交通需要への対応として、平成24年2月3日に諏訪市地域公共交通協議会を設立した。地域公共交通のあり方を模索し、平成25年度には『諏訪市生活交通ネットワーク計画』を策定した。

当市における公共交通は、広域交通としての“鉄道や高速バス”、地域内交通としての“路線バスやコミュニティバス”に大きく2つに分けられ、市内には県下でも上位の乗降客数が利用するJR上諏訪駅があり、諏訪地域における交通の中心地となっている。

地域内交通バスは、平成29年10月に一部ダイヤ路線改正を行い、表1のとおり13のバス路線を運行することにより利用者の利便性向上を図りながら、利用者増を目指す。

令和3年4月の一部ダイヤ路線改正では、路線バスの運行見直し及び改善要望を受けた「西山線」を再構築し「かりんちゃん子バス東西線」とすることにより、利用者の利便性向上を図る。また、「東山線」を「かりんちゃん子バス東山線」と改め、使用車両の差別化を図る。

表1 諏訪市内を走るバス路線

種別	No	路線名	備考
コミュニティバス (かりんちゃんバス)	①	・ 市内循環内回り線	
	②	・ 市内循環外回り線	
	③	・ すわ外周線	
	④	・ すわライナー反時計回り線	
	④	・ すわライナー時計回り線	本年度地域内フィーダー系統として申請をする路線
	⑤	・ かりんちゃん子バス東山線 (反時計回り・時計回り)	
	⑥	・ かりんちゃん子バス大和四賀線	
⑦	・ かりんちゃん子バス東西線 (反時計回り・時計回り)		
既存路線バス	⑧	・ 本線岡谷茅野線	長野県生活交通ネットワーク計画で「地域間幹線系統」に位置付けられている路線
	⑨	・ 上社有賀統合路線	
	⑩	・ 霧ヶ峰線(新田線)	
デマンド交通	⑪	・ 有賀峠デマンド交通	
コミュニティバス(諏訪湖周スワンバス)	⑫	・ 内回り線	
	⑬	・ 外回り線	

※ 以下、上表内の路線を示す場合は、Noにて記すこととする。

諏訪市民の移動手段は自家用車に依存しているものの、自動車を運転できない方にとって地域内バスは欠かせないものとなっている。また、高齢者の運転免許証返納の増加により、高齢者の通院及び買い物、通勤・通学を中心とした住民生活の移動手段を確保・維持していくことは、喫緊の課題となっている。

このため、地域公共交通確保維持事業により、長野県生活交通ネットワーク計画で「地域間幹線系統」に位置付けられている上表⑧路線に接続する上表④から⑦を確保維持していく必要がある。

#### 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を添付

##### 1 予定している時刻表

予定している時刻表 …… 別添のとおり

##### 2 運行事業者決定の経緯

表 1 の③から④の路線については諏訪市が、平成 11 年にかりんちゃんバス運行開始時において、道路運送法の許可を受けている事業者及び同バスを運行するための補助金を支出する運行事業者として適正であると判断した事業者として諏訪バス（株）（現アルピコ交通(株)）を決定した。

表 1 の⑤については、平成 29 年 10 月のダイヤ路線改正により車両の小型化について事業者と協議してきたところ、諏訪交通株式会社を運行事業者として決定した。

表 1 の⑥については、諏訪市地域公共交通協議会が平成 24 年にプロポーザルを行い、諏訪交通株式会社、アルピコタクシー株式会社、第一交通株式会社の 3 社を運行事業者として決定し運行してきたところだが、契約更新に伴う入札実施により平成 29 年 10 月から引き続き上記 3 社が運行を行うこととなった。

表 1 の⑦については、令和 3 年 4 月のダイヤ路線改正により路線延伸及び車両の小型化について事業者と協議してきたところ、諏訪地区タクシー事業協同組合を通して諏訪交通株式会社を運行事業者として決定した。

##### 3 運行予定期間

~~通年（ただし、8月15日、9月第1週目の土曜日は運休の予定）~~

##### 4 地域内フィーダー系統の補足資料

地域内フィーダー系統は、諏訪市の主要道路網を有効的に活用しながら運行しており、他の路線バスや鉄道交通と一体となって市民の移動等を支援する機能を有している。

また、地域間幹線系統の「本線（岡谷・茅野線）」に上諏訪駅停留所を含めた要所の停留所で接続し、市民の移動を支援する機能を有している。

地域内フィーダー系統、地域間幹線系統及び既存交通は、一体となって効率的な交通ネットワーク（バス路線網）を形成している。

#### 6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

表 1 の路線④ …… アルピコ交通（株）

表 1 の路線⑤⑦ …… 諏訪交通（株）

表 1 の路線⑥ …… 諏訪交通（株）・アルピコタクシー（株）・第一交通（株）

#### 【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）諏訪市高島一丁目 22 番 30 号

（所 属）諏訪市企画部地域戦略・男女共同参画課

（氏 名）小林 佳奈

（電 話）0266-52-4141（内 289）

（e-mail）senryaku@city.suwa.lg.jp